

2 学校に係る事件・事故対応事例

＜学校内での事例＞

(1) 施設・設備の老朽化、遊具の破損	1
(2) 生徒の個人情報の流失	2
(3) 学校給食への異物混入	3
(4) 学校給食による食中毒	4
(5) アレルギー症状	5
(6) 感染症の発生(麻しん)	6
(7) 熱中症	7
(8) 登下校中の交通事故	8

＜外部からの被害＞

(9) 不審者侵入	9
(10) 外部の者による器物損壊	10
(11) 施設・設備の爆破(爆破予告)	11
(12) 苦情等への対応(威力業務妨害者等への対応)	13

＜災害＞

(13) 地震・津波	14
(14) 南海トラフ地震臨時情報の発信	16
(15) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信	20
(16) 火災	22

南海トラフ地震臨時情報の発信

南海トラフの西側でM8.1の地震が発生して、南海トラフ地震臨時情報が発信された。

1 南海トラフ地震臨時情報について

M6.8以上の地震が発生した場合やプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が発生した場合、それらに対する調査を開始し、地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された際には、以下の3つのケースに応じた臨時情報が発信される。

(1) 半割れ（大規模地震M8.0以上）

南海トラフの想定震源内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

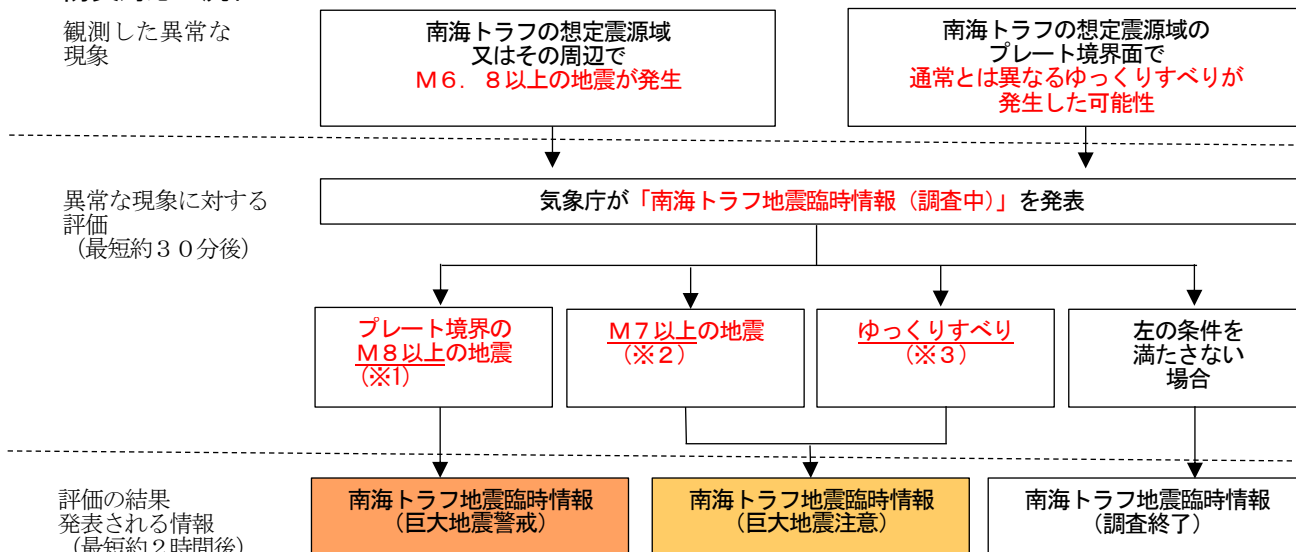
(2) 一部割れ（前震可能性地震M7.0以上8.0未満）

南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合（半割れケースの場合を除く）

(3) ゆっくりすべり

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

2 防災対応の流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

	プレート境界のM8以上の地震 (半割れケース)	M7以上の地震 (一部割れケース)	ゆっくりすべり (ゆっくりすべりケース)
発生直後	●個々の状況に応じて避難等の防災対策を準備・開始		●今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	<u>巨大地震警戒対応</u>	<u>巨大地震注意対応</u> (必要に応じて避難を自主的に実施)	<u>巨大地震注意対応</u>
1週間	<u>巨大地震注意対応</u> (必要に応じて避難を自主的に実施)	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
2週間			
すべりが収まったと評価されるまで 大規模地震発生まで	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		

(1) 巨大地震警戒対応

- ・平時からの地震への備えを再確認する等
- ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難（高齢者等事前避難対象地域）
- ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域（住民事前避難対象地域）の住民は避難

(2) 巨大地震注意対応

- ・平時からの地震への備えを再確認する等

3 発信時の対応ポイント

基本的な考え

- ・地震発生の可能性と防災対応の実施による学校生活・日常生活等への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要である。
- ・学校生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である。
- ・対応を検討する学校は、**南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「対策推進地域」という。）に立地する学校**を基本とする。ただし、対策推進地域以外でも地震や津波による被害が及ぶ場合や、他の市町村から避難してくる人がいるなど想定外の対応が必要となる場合があることから、教育委員会や防災部局と連絡を密にして対応する必要がある。なお、**対策推進地域のうち津波浸水想定において水深30 cm以上の浸水が想定される区域に立地する学校は、市町村長が指定する「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する必要がある。**
- ・最初の地震発生後、**最も警戒する期間は1週間**を基本とする。

本県の対策推進地域

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町

本県の住民事前避難対象地域

※令和4年12月時点

館山市（船形、那古、北条、館山、西岬、旧神戸、旧富崎小学校区の指定されている地区）

情報発信時の学校の対応

- ・教育委員会及び防災部局と連絡を密にとり、後発地震の発生に備える。
- ・児童生徒に対して「平時からの地震への備え」や「情報発信された場合の防災対応」の再確認を、各教科、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間等で指導するとともに、保護者に対しても周知する。

情報発信された場合の防災対応

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中）

- ・個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。
- ・今後の情報に注意

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

- ・平時からの地震への備えを再確認する等
- ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難する。
- ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難する。

「巨大地震警戒対応」開始からの通常の生活までの住民の地域別対応

	南海トラフ地震防災対策推進地域		
		事前避難対象地域	
		高齢者等事前避難対象地域	住民事前避難対象地域
最初の地震発生から 1週間	社会状況を踏まえて平時からの地震への備えを再確認等	要配慮者のみ避難	全住民が避難
地震発生後1週間から 2週間	平時からの地震への備えを再確認等	平時からの地震への備えを再確認等	平時からの地震への備えを再確認等
地震発生後 2週間以降	通常の生活	通常の生活	通常の生活

住民事前避難対象地域の立地する学校の対応について

地 域 区 分	学校において計画等に記載すべき事項	学校における留意事項
住民事前避難対象地域	○ 幼稚園、小・中学校等にあつては、 児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。 この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。	○ 住民事前避難対象地域に位置する学校は、避難指示等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため、 臨時休業等の適切な対応 をとる。

（３）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

- ・平時からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）

（４）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

- ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

4 具体的な防災対応

平時からの地震への備えの再確認（例）

- ・ 安否確認手段の確認
- ・ ロッカー等の固定・落下防止対策の確認
- ・ 非常持出物品の確認
- ・ 情報収集機器の動作確認
- ・ ハザードマップの確認
- ・ 発災時の職員の役割分担の確認など
- ・ 避難場所・避難経路の確認
- ・ 避難誘導手順の再確認
- ・ 避難訓練の実施
- ・ 出火・延焼防止に係る装備の確認
- ・ 保護者との連絡手段の取り決め
- ・ 児童生徒の引き渡しについて
- ・ 児童生徒を学校に留め置いた時の備蓄・装備の確認

施設設備等点検（例）

- ・ 主要設備の点検
- ・ 転倒・落下物の危険箇所の点検

児童生徒等及び職員の安全確保（例）

- ・ 通学路の危険箇所の確認、登校に係る交通機関の運行状況の確認
- ・ 通常どおりの活動をした場合に生命に危険が及ぶ場合には、避難指示等に従い避難
- ・ 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・ 危険なところにできるだけ近づかない など

情報発信された場合の防災対応

揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合に直ちに避難できる態勢の準備

- ・ すぐに避難できる態勢の確保

避難に身を守るもの（防災頭巾やヘルメット等）を身近に置いておく。

- ・ 非常持出品の常時携帯

非常持出品を常時携帯するか、すぐに持ち出せるように一か所にまとめておく。

想定されるリスクからの身の安全を確保するための備え

- ・ 揺れによる倒壊への備え

先発地震で倒壊した建物や壊れやすいブロック塀等に近づくときには倒壊するリスクを意識する。

- ・ 土砂災害等への注意

先発地震により、土砂崩れの危険性が高まっている場所や地震発生後の津波からの避難が困難な地域に学校等が立地している際はリスクを想定し、速やかに避難できるようにする。

地震発生時に確実に身を守る行動をとるための備え

- ・ 緊急情報の取得体制の確保
- ・ 平時からの備えの再確認

北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信

北海道・三陸沖でM7.2の地震が発生し、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された

1 北海道・三陸沖後発地震注意情報について

北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでM7.0以上の地震が発生した場合に情報が発信される。

本県で情報発信に伴い防災対応をとるべきエリア

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町

2 発信時の対応ポイント

基本的な考え

- ・先発地震発生後、特に1週間程度は平時よりも巨大地震の発生に注意する。
 - ① 平時から地震への備え（事前防災対策）を徹底した上で注意情報が発信された場合には、地震への備えを再確認する。
 - ② 直ちに避難できる準備等を徹底する。

情報発信時の学校の対応

- ・教育委員会及び防災部局と連絡を密にとり、後発地震の発生に備える。
- ・児童生徒に対して「平時からの地震への備え」や「情報発信された場合の防災対応」の再確認を、各教科、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間等で指導するとともに、保護者に対しても周知する。

3 具体的な防災対応

平時からの地震への備えの再確認（例）

- ・安否確認手段の確認
- ・ロッカー等の固定・落下防止対策の確認
- ・非常持出物品の確認
- ・情報収集機器の動作確認
- ・ハザードマップの確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認など
- ・避難場所・避難経路の確認
- ・避難訓練の実施
- ・避難誘導手順の再確認
- ・出火・延焼防止に係る装備の確認
- ・保護者との連絡手段の取り決め
- ・児童生徒の引き渡しについて
- ・児童生徒を学校に留め置いた時の備蓄・装備の確認

施設設備等点検（例）

- ・ 主要設備の点検
- ・ 転倒・落下物の危険箇所の点検

児童生徒等及び職員の安全確保（例）

- ・ 通学路の危険箇所の確認、登校に係る交通機関の運行状況の確認
- ・ 通常どおりの活動をした場合に生命に危険が及ぶ場合には、避難指示等に従い避難
- ・ 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・ 危険なところにできるだけ近づかない など

情報発信された場合の防災対応

揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合に直ちに避難できる態勢の準備

- ・ すぐに避難できる態勢の確保
避難に身を守るもの（防災頭巾やヘルメット等）を身近に置いておく。
- ・ 非常持出品の常時携帯
非常持出品を常時携帯するか、すぐに持ち出せるように一か所にまとめておく。

想定されるリスクからの身の安全を確保するための備え

- ・ 揺れによる倒壊への備え
先発地震で倒壊した建物や壊れやすいブロック塀等に近づくときには倒壊するリスクを意識する。
- ・ 土砂災害等への注意
先発地震により、土砂崩れの危険性が高まっている場所や地震発生後の津波からの避難が困難な地域に学校等が立地している際はリスクを想定し、速やかに避難できるようにする。

地震発生時に確実に身を守る行動をとるための備え

- ・ 緊急情報の取得体制の確保
- ・ 平時からの備えの再確認